

阪南市岬町地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和4年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第87条第1項に規定する「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年厚生労働省告示第395号)に基づき、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、障がい者等の地域生活を支援するための体制の整備を目的とする阪南市岬町地域生活支援拠点等事業(以下「拠点事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次項に規定する居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この要綱において地域生活支援拠点等における居住支援のための機能とは、次の各号に定めるものとする。

- (1)相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談、その他必要な支援を行う機能
- (2)緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3)体験の機会・場 共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4)専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5)地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(実施主体)

第3条 拠点事業の実施主体は、阪南市及び岬町とする。

(運営方法)

第4条 第2条に掲げる事業を運営するため、阪南市岬町地域自立支援協議会等において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、運用状況を検証及び検討する。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録)

第5条 拠点事業を実施する事業所は、第2条第2項各号の機能のいずれかを担うものとする。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第6条に規定する運営規程に、拠点事業を担う事業所として規定し、地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)に、運営規程等の写し等を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、地域生活支援拠点等事業所登録通知書(様式第2号)によりその旨通知するものとする。

3 前項の登録を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)を、阪南市岬町地域生活支援拠点等事業所登録簿(様式第3号)に記載する。

4 登録事業所は、地域生活支援拠点等に係る加算の算定について、その趣旨や担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録事業所は、登録の内容に変更が生じたときは、地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(登録の廃止等)

第7条 登録事業所は、拠点事業を廃止、休止又は再開するときは、その1月前までに地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第5号)を、町長に届け出なければならない。

(調査及び取消し)

第8条 町長は、登録事業所に対し、必要に応じて拠点事業の運営状況等の報告を求め、調査を実施することができる。

2 町長は、登録事業所の運営状況等を不相当と判断した場合は、登録の取消しができる。

(遵守事項)

第9条 登録事業所は、拠点事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、5年間保存し、実施主体等から提出の求めがあった場合は提出しなければならない。

2 拠点事業の業務に従事する者は、職務上知り得た障がい者等及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。また、その職務を退いた後も同様とする。

(地域体制強化共同支援加算に係る取扱い)

第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125

号) 第1号に定める別表中、地域体制強化共同支援加算に係る取扱い及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）第1号に定める別表中、地域体制強化共同支援加算に係る取扱いは、別記1のとおりとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、廃止前の阪南市岬町地域生活支援拠点等事業実施要領第6条の規定により地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届け出を受理されたものは、阪南市岬町地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の登録を受けているものとみなす。

別記 1

地域体制強化共同支援加算に係る取扱い

1 趣旨

岬町における地域生活支援拠点等の整備を行う上で重要な機能である「地域の体制づくり」の機能強化を図るため、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所（以下「指定相談支援事業所」という。）が、地域体制強化共同支援加算（以下「加算」という。）を算定できる場合について、次のとおり定義する。

2 加算を算定できる場合

(1) 初めて加算を算定する場合

- ① 加算算定に向けた岬町との協議
加算を算定しようとする指定相談支援事業所は、あらかじめ、岬町と協議し、加算算定の要件などを確認する。
- ② 支援調整会議の開催
指定相談支援事業所は、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について、岬町職員同席のもとで、支援調整会議を開催する。
- ③ 必要な支援の実施
指定相談支援事業所は、支援調整会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を実施する。
- ④ 自立支援協議会への報告
指定相談支援事業所は、支援調整会議の内容等について、地域体制強化共同支援記録書（様式第6号。以下「記録書」という。）により、阪南市岬町地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会に報告を行う。
- ⑤ 加算の算定
指定相談支援事業所は上記の報告をし、記録書を岬町に提出した後、加算を請求する。

(2) 加算を2回目以降算定する場合

- ① 支援調整会議の開催
指定相談支援事業所は、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について、支援調整会議を開催する。
- ② 必要な支援の実施
指定相談支援事業所は、支援調整会議による情報共有及び支援内容の検討を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び

指導等の必要な支援を実施する。

③ 自立支援協議会への報告

指定相談支援事業所は、支援調整会議の内容等について、記録書により、阪南市岬町地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会に報告を行う。

④ 加算の算定

指定相談支援事業所は上記の報告をし、記録書を岬町に提出した後、加算を請求する。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

岬町長 印

阪南市岬町地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日付けで申請のあった阪南市岬町地域生活支援拠点等事業実施要綱第 5 条第 2 項に規定する事業所の登録について、次のとおり通知します。

(フリガナ) 事業所名称				
事業所種別・番号				
事業所の所在地	(〒 -)			
事業所連絡先	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			
拠点事業として 担う機能	<input type="checkbox"/> (1) 相談 <input type="checkbox"/> (2) 緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> (3) 体験の機会・場 <input type="checkbox"/> (4) 専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> (5) 地域の体制づくり			
登録年月日	年 月 日			
備考				

様式第4号（第6条関係）

阪南市岬町地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

岬町長 様

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

阪南市岬町地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所種別・番号				
	所在地	(〒 -)			
	事業所連絡先	電話番号		FAX 番号	
メールアドレス					
変更事項		変更内容			
1	申請者（設置者）の名称	(変更前)			
2	申請者（設置者）の主たる事業所の所在地、連絡先				
3	代表者の氏名				
4	事業所名称	(変更後)			
5	事業所所在地、連絡先				
6	その他				
変更年月日		年 月 日			

様式第5号（第7条関係）

阪南市岬町地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

岬町長 様

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

阪南市岬町地域生活支援拠点等事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり廃止・休止・再開したので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所種別・番号				
	所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
メールアドレス					
登録を受けた年月日		年 月 日			
廃止・休止・再開した年月日		年 月 日			
廃止・休止・再開した理由					
現に拠点事業にて受け入れている者に対する措置					
休止予定期間		年 月 日から 年 月 日			

